

井原市産業支援・異業種連携促進事業に関する業務委託
参加意思確認及び提案を求める公告

井原市長 大 舌 勲

1 趣 旨

本業務の実施に当たっては、実践的経験及び専門的知識により、市内企業が抱える様々な経営課題等の克服や商品の高付加価値化、企業が持つ事業計画や成長戦略を、スピード感を持って具現化する等の後押しを行うとともに、異業種連携による新商品等の開発から販路の確保までの一貫した支援を行うことで、本市の産業集積や成長発展を促すとともに、エネルギー価格や原材料価格の高騰等の激変する社会環境に迅速に対応し、「元気なまち井原」の実現を図ることを目的としている。

このため、下記3の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者に対し、参加申込書及び企画提案書の提出を招請する公募を実施する。

なお、下記3の応募要件を満たす当該応募者が提出した企画提案書について、業務実施体制、経験実績、見積価格の適正さ、企画提案内容等を総合的に審査及び評価し、当該事業に適した事業者を契約相手方の候補者として選定した後、企画提案内容を基に、実施業務内容等について担当部署と調整協議を行った上で、契約の相手方として決定する。

2 業務概要

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 件 名 | 井原市産業支援・異業種連携促進事業 |
| (2) 業務内容 | 別紙「井原市産業支援・異業種連携促進事業」業務委託仕様書のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和10年3月31日まで |
| (4) 委託料上限額 | 30,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。） |
| (5) 業務場所 | 井原市建設経済部商工課 |

3 応募要件

- 基本的要件
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
 - ②参加申込受付締切日から審査結果通知日の間に井原市から指名停止措置を受けていない者であること
 - ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
 - ④本業務を行う体制を有し、過去に本業務と同種又は類似業務について実績がある者であること
 - ⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にあ

る団体でないこと。

⑥暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は、実質的経営に関与している法人等でないこと。

⑦労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

(2) 専門的知識・事業経験に関する要件

①広い視点で地域の経済的発展及び魅力的な雇用を創出する戦略的な計画の策定能力を有していること

②計画を実行するためのマネジメント能力を有していること

③事業者や関係機関等と信頼関係を築き、動機づけを行う能力を有していること

④熱意を持ち親身になって企業訪問等を通じて事業者支援を行う能力を有すること

⑤産業支援、企業支援等の実績を有すること

4 担当部署

(1) 業務委託関係

井原市建設経済部商工課 商工労政係
〒715-0014 井原市七日市町10番地
井原市地場産業振興センター2階
TEL：(0866)62-8850 FAX：(0866)62-8853
e-mail:shoko@city.ibara.lg.jp

(2) 契約関係

井原市総務部財政課 契約管理係
〒715-8601 井原市井原町311番地1
TEL：(0866)62-9507 FAX：(0866)62-1744
e-mail:zaisei@city.ibara.lg.jp

5 委託業務参加手続等

(1) 業務委託仕様書等の配布期間及び場所

① 配布期間 令和7年4月9日（水）から令和7年5月1日（木）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時まで

② 配布場所 建設経済部 商工課 商工労政係
なお、商工課のホームページからダウンロードすることができる。

(2) 参加申込書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 令和7年4月9日（水）から令和7年5月1日（木）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時まで（必着）

② 提出場所 総務部 財政課 契約管理係

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又はこれに準じる方法によるものに限る）

④ 提出書類 参加申込書（様式第1号）1部

会社概要書（様式第2号）1部

別に定める「井原市産業支援・異業種連携促進事業に係る参加申込書及び企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

(3) 業務内容についての質問の受付及び回答

① 質問の受付

この業務の仕様書等に関する質問は、業務委託仕様書等に対する質問書（様式第8号）で、令和7年4月23日（水）の午後5時までに、総務部財政課契約管理係へファクシミリ又は電子メールにより行うこと。なお、送信後、電話により到着確認を行うこと。

② 質問の回答

質問に対する回答は、令和7年4月25日（金）午後5時までに井原市ホームページにより回答する。

6 参加資格要件の審査及び通知

(1) 参加申込書が提出された場合には、参加資格要件の審査を行う。

(2) 審査の結果、参加資格を満たすと認められる者に対しては、令和7年5月8日（木）までに書面により通知する。

(3) 審査の結果、参加資格を満たさない者に対しては、その旨を令和7年5月8日（木）までに書面により通知する。なお、この通知を受けた者は、企画提案書を提出することができない。

7 企画提案書の提出等

(1) 企画提案書の提出方法

- ① 提出期間 上記6(2)の通知を受けた日から令和7年5月14日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）
- ② 提出場所 総務部 財政課 契約管理係
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又はこれに準じる方法によるものに限る。）
- ④ 提出書類 企画提案書1式（正本1部、副本5部）、見積書
企画提案書の構成は、別に定める「井原市産業支援・異業種連携促進事業に係る参加申込書及び企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

(2) 企画提案内容の構成

企画提案内容（様式第6号）の構成については、下記のとおりとし、仕様書に基づき簡潔に作成すること。

- ① 用紙サイズは、A4又はA3の様式とする（A3サイズのものはA4に折り込むこと）。
- ② 文字サイズは、基準を11ポイントとする。ただし、強調したい部分等は、文字サイズを変更しても差し支えない。文字色、太字表示、図及び画像の設定は、自由とする。
- ③ 長辺綴じ簡易ファイル（製本不要）にて提出するものとし、正本の簡易ファイルの表紙及び背表紙に提案者を識別できるよう社名を表示すること。ただし、評価の公平を保つため、副本には提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）を含めないこと。
- ④ ページ番号を付すること。
- ⑤ 専門用語を使用する場合には、必ず注釈を付けること。

(3) 企画提案者が多数となった場合の措置

企画提案者が多数となった場合は、井原市に設置する選定委員会において、別に定め

る審査基準に沿って書類審査を行い、あらかじめプレゼンテーションの参加者を4者程度に選定する。

(4) その他

参加申込書の提出後、辞退する場合には、必ず企画提案辞退書（様式第9号）を提出すること。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書に係るプレゼンテーションを実施し、企画提案内容の審査及び評価を行う。

※企画提案者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーションを実施し、審査基準に沿って企画提案内容の審査及び評価を行う。

なお、プレゼンテーションの内容は、企画提案者の裁量に任せる。

(1) 日時及び会場は、令和7年5月下旬を予定しており、財政課から別途連絡を行う。

(2) プレゼンテーションを実施する順番は、参加申込書の受付順を採用する。

(3) プレゼンテーションの時間は、各者30分以内とし、その後15分以内の質疑応答時間を設ける。

(4) プレゼンテーション実施にあたり、会場に電子黒板（モニター、HDMI端子接続）を設置するが、それ以外の備品等（パソコン等）を使用する場合には、提案者で用意することとする。

なお、その際に要する電源は、会場の電源コンセントを使用すること。

(5) プレゼンテーションの実施に際し企画提案内容以外の追加資料の提示は、認めない。

(6) プレゼンテーションへの出席者は、1者につき3名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

9 契約候補者の選定及び結果通知

(1) 契約候補者の選定

① プレゼンテーションの実施により、選定委員会において、審査基準に沿って業務実施体制、経験実績、見積価格の適正さ、企画提案内容等を総合的に審査及び評価し、各選定委員の評価において上位票の多い順に順位を決定する。

② 上位票の数が同じ場合は、合計点の高い提案者を優位とし、順位を決定する。

③ 決定した順位が1位の提案者を契約候補者とする。

(2) 結果の通知

審査結果は、契約候補者として選定された旨又は選定されなかった旨を書面により通知する。

10 契約の締結

(1) 契約の締結

契約候補者として選定された提案者は、企画提案内容を基に実施業務、契約の内容等を商工課と調整を行った上で、協議が整った場合に「井原市産業支援・異業種連携促進事業実施業務委託」の随意契約を締結する。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に順位が高い者から順に協議を行う。

(2) 契約金額

契約金額については、交渉結果に応じた見積書を新たに徴取し、市が設定する予定価格の範囲内であると確認した上で決定する。

1.1 スケジュール（予定）

令和7年4月9日（水）	公募、受付開始（市ホームページ等での発表）
令和7年4月23日（水）	質問受付期日 午後5時まで
令和7年4月25日（金）	質問回答期日 午後5時まで
令和7年5月1日（木）	参加申込書提出期限 午後5時まで
令和7年5月14日（水）	企画提案書提出期限 午後5時まで
令和7年5月下旬	プレゼンテーション審査及び結果通知
令和7年6月上～中旬	契約候補者との交渉及び契約締結

1.2 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出物作成に必要な資料は、参加者に提供する。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 書類提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。
- (5) 書類の作成及び提出に関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- (6) 参加申込書及び企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ① 定めた提出方法、提出先、期限に適合しないもの
 - ② 本実施要領に記載した指定する作成様式及び記載事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 虚偽の内容が記載されたもの
 - ⑤ 関係者への工作等不正な活動を行ったと認められるもの
- (7) 本プロポーザルは、井原市産業支援・異業種連携促進事業に対する発想、対応姿勢、優れたアイデアと業務能力を有する事業者を選定するものである。したがって、実際の策定段階においては、提案されたアイデアを尊重することとするが、変更等を行うことがある。
- (8) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、提出者は審査結果について、異議等の申立てをすることができないものとする。
- (9) 提出書類について、井原市情報公開条例（平成12年井原市規則第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。ただし、個人情報については、本プロポーザルのためのみに使用し、本人の承諾なしに第三者には提供しない。
- (10) その他必要な事項は、建設経済部商工課長が別に定める。